

USBメモリーの行方

情報公開クリアリングハウス理事 奥津 茂樹

個

個人情報保護法が施行されたのが2005年4月である。そして、22年4月には改正法が施行され、自治体の条例を含めて日本の個人情報保護法制が大きく転換しようとしている。この間にデジタル環境は大きく変化し、ランサムウェア等のサイバー攻撃による個人情報の流出など、新たな脅威にさらされてきた。しかし、こうした新しさだけに意識や行動を奪われてはならない。古くからある個人情報流出の脅威は、今も日常の中にある。それがときどき顕在化し、大きな流出事件になる。

46万人の情報紛失

2022年6月、兵庫県尼崎市で46万人の個人情報を含むUSBメモリが紛失した事件があった。詳細は同市ホームページ（QRコード参照）に掲載されている。他の自治体の職員は「他山の石」として読み、さらに組織内での共有化をしていただきたい。

これによると、紛失したのは同市職員ではなく受託先の「関係社員」だという。受託していたのは「住民税非課税世帯等に対する臨時給付金支給事務」である。

この社員は「コールセンター（大阪府吹田市）でのデータ移管作業のために必要なデータを記録したUSBメモリをかばんへ入れて本市市



政情報センターから持ち出した」。

そして、「データ移管作業完了後、飲食店に立ち寄り食事を済ませた後の帰宅時に当該USBメモリを入れただかばんの紛失が判明」したという。

昔から個人情報の持ち出しは、紛失・盗難の起点となる最大の脅威だ。同市個人情報保護条例が制定されたのが04年である。すでに20年近い経験があり、脅威に対する備えは万全だったはずだ。しかし、制度はあるだけで機能するわけではないことを改めて思い知らされた。

紛失したUSBメモリには以下の個人情報記録されていたという。

- ・全市民の住民基本台帳の情報
- ・住民税に係る税情報
- ・非課税世帯等臨時特別給付金の対象世帯情報
- ・生活保護受給世帯と児童手当受給

世帯の口座情報

このうち「全市民の住民基本台帳の情報」が約46万人である。大都市ゆえに規模が大きいことも衝撃だったが、これを違う数値で描くと衝撃の大きさが際立つ。

紛失事故の影響

周知のとおり、住基情報の流出については、京都府宇治市が敗訴した確定判決がある。02年7月の最高裁判決だ。最高裁は4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の流出について、宇治市に対して一人1万円の慰謝料の支払いを命じている。これが、自治体が負うべき慰謝料責任の目安になってきた。

市民全員が慰謝料請求を行うことはあり得ないが、仮に46万人に一人1万円の慰謝料を払うとすれば、総額46億円になる。また、住基情報以外の個人情報は、経済状態というセンシティブな個人情報が含まれることから、慰謝料は一人1万円では済まないだろう。

いずれも机上の数字ではあるが、こうした金額で管理ミスの深刻さを表すことは、職員の意識啓発の意味がある。





幸い紛失したUSBメモリーは翌日発見されてことなきを得た。

ただ、それは結果論にすぎない。尼崎市は市民からの信用を失うという目に見えない損失を被ることになった。

これを象徴する数字がある。同市は事件発覚直後に専用ダイヤルを設けた。紛失公表後に「市民からの電話が殺到。回線も10以上用意したが、なかなかつながらない状態」が続いたという（産経新聞22年6月24日）。同紙の取材に対して「カウントできかないほどの電話を頂戴した。1万件は超えていると思われる」と職員がコメントしている。個人情報をめぐる事件に対して、これだけ瞬時に大量の苦情が寄せられた例は、あまり聞いたことがない。

背景には住民の強い不安があると思われる。それは、個人情報のおそろいな取り扱いに対するものとともに、臨時特別給付金の受け取りに対する不安もあったように思われる。個人情報に関わる業務が住民の生活に大きく関わる時、苦情が激化するのを再確認した。

多くの住民はUSBメモリーの行方とともに、臨時特別給付金の行方にも大きな不安を抱いたのである。

受託先の問題

個人情報を紛失したのは尼崎市ではなく、受託先の「関係社員」である。何よりも受託先の企業の責任が大きい。尼崎市のホームページには、これを物語るように、USBメモリー紛失に至った原因が記されている。

・電子記録媒体で個人情報データを運搬するという具体的手法についての許可を市から得ていなかったこと

・運送会社のセキュリティ便などを使用せず、個人で委託者の事業所外に持ち歩いたこと

・USBメモリーを所持したまま、飲食店に立ち寄り、食事や飲酒をし、結果、USBメモリーが入ったカバンを紛失したこと

など、受託先の組織と個人の課題・原因を明示している。もちろん1点目に対する同市の責任はあり、「持ち出す際に許可を得るべき旨を徹底していなかった」ことも付記している。

受託先の事業者からの個人情報の流出は後を絶たない。そのときいつも問われるのが、委託する自治体

の側の責任である。もちろん、契約書や仕様書等の書類の中で、受託業務に関わる個人情報保護の義務・責任は明示している。また、今回のような例外的な取り扱いについて、許可という形で関与する方法も留保している。

ただ、これらの書類があることは、それぞれの内容が実際に履行されていることを保証しない。古くからある難題だが、履行確認の方法が確立されているように思えない。

再委託や再々委託の問題、さらには外部の協力者の利用など、自治体からは見えない現状が多々あるように思える。そうした疑念を抱く私からすると、「関係社員」という表現も気になる。過去の大規模流出事故でも、「協力社員」が流出の起点になった。実態はアルバイトであった。

コロナ禍の下では、感染防止対策だけでなく、さまざまな支援策の中で、大量の個人情報の取り扱いを生み出した。緊急性が高いために、受託先の質が必ずしも担保されるわけではない。こうした現状は、受託先の問題を深刻化させる。

尼崎市の事件は氷山の一角でしかないとの認識を持ちたい。

保護態勢の格差

保護態勢の格差は自治体とその側との関係だけで生じているわけではない。自治体の内部にも大きな格差があり、それが個人情報の管理におけるリスクとなっている。

これをわかりやすく説明するために、職員研修では同心円を用いてきた。そして、中心部よりも周縁部にリスクがあることを指摘する。周縁部とは業務委託のように、自治体の仕事を外部の事業者やNPOを担う場合が一例だ。

また、学校も中心の声（課題認識や注意喚起）が届きにくいという点で、周縁部に位置づけている。実際に学校ではUSBメモリーの使用だけでなく、個人情報の持ち歩きが常態化している現実がある。その中で、ときおり事故が起きている。

さらにUSBメモリーの使用禁止が自治体の大勢だが、これを常用している自治体もあると思われる。それにもかかわらず取り扱いのルールがない例もあり、そこにリスクが潜んでいる。

自治体のデジタル化はこうした格差を解消するのだろうか。